

朝日町外国語指導助手派遣業務委託事業者募集要領

令和7年10月

朝日町教育委員会事務局 教育課

第1 目的

この要領は、令和8年4月からの朝日町外国語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）の委託に際し、外国語教育及び国際理解教育を推進し、外国語指導等を充実させるため、公募型プロポーザル方式により、応募者からの審査書類及びプレゼンテーションにより総合的に評価し、最も優れた事業者を受託候補者として選定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 プロポーザルの概要

1 業務名

令和7年度 債 第2号

朝日町外国語指導助手派遣業務委託

2 業務の履行場所

(1) 業務の履行場所等

学校等名	住所
あさひ園（幼保一体化施設）	三重郡朝日町大字小向 2068 番地 1
朝日小学校	三重郡朝日町大字柿 750 番地
朝日中学校	三重郡朝日町大字柿 2838 番地
その他（教育委員会等）	三重郡朝日町大字小向 893 番地等

3 契約期間及び契約上限金額

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- ・本業務の履行状況を毎年審査し、契約の解除事由に該当するなど重大な問題がない限り有効とする。
- ・本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規定に基づく長期継続契約とする。また、朝日町において次年度歳出予算が議決されなかった場合には、当該契約の履行を停止する。

(2) 契約上限金額

- ・委託料の上限は、「37,000,000円」とする。
(上記金額は、業務委託期間分3年間の合計金額。消費税及び地方消費税を含む。)
- ・契約締結後の委託料については以下の場合において変更することがある。
 - その他やむを得ない事由があるとき

4 本業務の内容

(1) 本業務に含まれる主な業務・本業務の仕様

「朝日町外国語指導助手派遣業務委託仕様書」の通り。

第3 担当部署（問合せ先）

部 署：朝日町教育委員会事務局 教育課（担当：高重）

郵便番号：510-8522

住 所：三重県三重郡朝日町大字小向893番地

電話番号：059-377-5657

FAX 番号：059-377-4543

e-mail：kyouiku@town.asahi.mie.jp

第4 プロポーザル参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) プロポーザル参加意思表明書の提出日において、朝日町入札参加資格者名簿（研修・指導：外国語指導助手（ALT））に記載されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（更生手続き開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立て（再生手続きの決定を受けているものを除く。）がなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 当該年の直前1年の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 令和7年10月1日現在で地方公共団体において、外国語指導助手派遣に関する業務を受託していること。
- (7) 法人格を有し、労働者派遣事業を行うための、厚生労働大臣の許可をすでに取得しており、且つ、本派遣業務を円滑に遂行できること。

第5 受託候補者選考スケジュール

令和7年10月1日(水)～ 令和7年10月29日(水)	朝日町ホームページにて募集要領等の配付
令和7年10月10日(金)～ 令和7年10月15日(水)	参加資格・募集要領等に係る質問受付
令和7年10月22日(水)	質問回答
令和7年10月22日(水)～ 令和7年10月29日(水)	プロポーザル参加表明書の提出
令和7年11月12日(水)	参加資格の審査及び通知
令和7年11月27日(木)	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和7年12月上旬	選考結果通知

	契約締結
契約締結～令和8年3月31日（火）	業務開始準備
令和8年4月1日（水）	業務開始

1 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月29日（水）まで

(2) 配布方法

朝日町ホームページで配布を行う。

2 参加資格・募集要領等に係る質問及び回答

プロポーザル参加資格・募集要領・仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。ただし、評価・審査や提案内容に関する質問は受付不可。

(1) 提出期限

令和7年10月10日（金）から令和7年10月15日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

実施要領等に関する質問書（様式1）に記入して、電子メールにて提出すること。

この際、データの拡張子を変更してはならない。

また、到着確認の電話連絡を行うこと。

（土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

※口頭での質問は受け付けない。

(3) 電子メールのタイトル

実施要領等に関する質問書を送付する際の電子メールタイトルは、

「【事業者名】朝日町外国語指導助手派遣業務委託 質問送付」とすること。

(4) 質問の提出先及び到達確認を行う連絡先

上記『第3 担当部署（問合せ先）』とする。

(5) 回答の方法

令和7年10月22日（水）午後5時までに電子メールにて回答する。

3 プロポーザル参加資格の審査

前述『第4 プロポーザル参加資格』の要件を満たしている者で、本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加申込及び参加資格審査の申請を行わなければならない。

① 提出期限

令和7年10月22日（水）から令和7年10月29日（水）午後5時まで

持参の場合：土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

郵送の場合：令和7年10月29日（水）午後5時必着

②提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記指定時間内に指定する場所に必着のこと。

③提出場所

上記『第3 担当部署（問合せ先）』とする。

（来庁時は、事前に必ず上記に電話連絡をすること。）

④提出書類（各1部）

ア. プロポーザル参加意思表明書（様式2）

イ. 会社概要（様式3）及び定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

ウ. 外国語指導助手派遣業務受託実績（様式4）

エ. 見積書（様式5）

オ. 納税証明書原本（令和6年度分）

カ. 労働者派遣事業者許可証の写し

キ. 財務状況に関する書類

⑤参加の辞退

「プロポーザル参加意思表明書」の提出後、参加承認前に参加を辞退する場合は書面にてその旨を速やかに朝日町教育委員会事務局教育課まで提出すること。

4 参加資格の審査及び通知

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了後、参加意思表明者全員に電子メールで通知する。参加資格がないと認定された者には、前記通知にその理由を示す。

参加資格通知日：令和7年11月12日（水）午後5時頃まで

5 プロポーザル参加資格の喪失

プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者が、選考結果通知日までに参加資格を満たさなくなった場合は、契約締結資格を取り消す。

6 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格を有する者が本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日（土日祝日は除く）正午までに事務局へ辞退届【任意様式】を提出すること。

第6 審査書類等の提出

プロポーザル参加者は、次のとおり提出すること。

1 提出書類

提出書類及び部数等は次のとおりとする。

(1) 審査書類

書類作成要領は次の通りとする。

- ・書類形式や枚数は問わない（縦横自由、カラー自由）。ただし、A4版で作成するこ

と。

- ・書類作成は別添「評価基準表」の評価基準の内容を基に作成すること。
- ・書類作成は別添「評価基準表」の評価項目の番号順に章立てして作成すること。

《評価項目》

- ① 経営方針等
- ② ALT の資質
- ③ ALT の管理体制
- ④ 教材研究等
- ⑤ 学校等との協力体制

(2) 提出部数

10部

(3) 提出方法

審査日当日に必要な部数を持参すること。

(4) 提出書類の取扱い

①著作権

応募者から提出された審査書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、朝日町は、本事業の公表及びその他朝日町が必要と認める場合、受託候補者として選定された応募者の提案書の一部を無償で使用でき、また、受託候補者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の審査書類の一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は一切返却しないものとする。

②特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。これによって朝日町が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は朝日町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償することとする。

2 スケジュール等

審査は以下の通り実施する。

(1) 実施日時等

令和7年11月27日（木）午後1時～

※各応募者の審査等の実施時間及び実施場所は別途通知する。

※応募者数により、日時等は変更する可能性がある。

① 時間配分等

参加申し込みの受付順に発表を行うこととし、プレゼンテーション25分以内・ヒアリング5分程度とする。

なお、参加人数は1社につき3人以内とする。

② その他

- ・プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは当日応募者が用意する書類のみで説明を行うものとし、プロジェクターやフリップなどの機材や道具の使用は認めない。

第7 選考

1 選考方法・審査基準

受託候補者の選考は、審査委員会が行う。

(1) 審査委員会の会議

審査委員会の会議は、非公開とする。

(2) 事業提案の確認・評価

『第6 審査書類等の提出 1 (1)』による審査書類及び応募者のプレゼンテーションにより、提案内容を確認・評価する。予め定めた評価基準に基づき、各項目3段階で評価・採点する。総得点が最も高い応募者を第1受託候補者として選考する。

(3) 評価方法

評価は別添「評価基準表」により、提案評価（700点満点、委員1人につき100点）で行うものとする。

2 選考結果の通知・公表

選考結果については、審査終了ののち、令和7年12月上旬頃（予定）に応募者に文書で通知するとともに、朝日町ホームページにて「受託候補者」を掲載する。

3 契約

受託候補者と本業務仕様の契約交渉を行う。その際、受託候補者は積算根拠を示した見積書を提出することとする。ただし、次のいずれかに該当し、受託候補者と契約が締結できない場合は、次点の者と契約交渉を行うものとする。

(1) 受託候補者が、参加資格を満たすことができなくなった場合

(2) 受託候補者と契約交渉が成立しない場合

(3) その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能となった場合

第8 その他

1 費用及び提出書類の取り扱い

(1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は応募者の負担とし、提出された書類は返却しないこととする。

(2) 評価結果に対する異議申立ては認めない。

(3) 提出書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、その提案を無効とする。

(4) 応募書類は原則非公開とする。

- (5) 受託候補者として選考された後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のためにヒアリングを実施する予定とする。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定することとする。

2 朝日町からの提示資料の取り扱い

朝日町が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することや部外者に提供・閲覧させることはできない。

3 その他

- (1) プロポーザル参加者は、この募集要領等を熟読し、遵守すること。
- (2) プロポーザル参加者は、選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。